

平成 24 年度
第 2 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

(資料集 : P1 ~ P8)

平成 24 年 8 月 2 日 (木) 18:00 ~ 20:00

市役所 東館 8 階 大ホール

第 2 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会 資料一覧（目次）

1 . 条例等関係資料（P1～P6）

- 1 . 審議会委員・事務局職員名簿一覧
- 2 . 条例・要綱関係
 - (1) 西宮市附属機関条例（抜粋）
 - (2) 西宮市幼児期の教育・保育審議会運営要綱（抜粋）
 - (3) 西宮市幼児期の教育・保育審議会の公開に関する要領（抜粋）
 - (4) 参画と協働の推進に関する条例（抜粋）
- 3 . 諮問書

2 . 審議会の進め方（P7～P8）

- 1 . ワーキンググループの設置と構成（案）
- 2 . 今後のスケジュール（案）

関係資料（別冊）

西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について【中間答申】(H24.7)

その他（別紙）・・・当日配布

委嘱状

座席表

保育所待機児童解消計画（H24.7）

1. 審議会委員・事務局職員名簿一覧

西宮市幼児期の教育・保育審議会 委員名簿

所属団体・役職名等		氏名
学識経験者	関西学院大学 准教授	ウヰカ 柊 上中 修
	武庫川女子大学 教授	クヰイ ツヰ 倉石 哲也
	武庫川女子大学 非常勤講師 (元市立西宮養護学校長)	カヰ シヰウヰ 酒井 修一郎
施設関係団体	西宮市私立幼稚園連合会 理事長 (関西学院聖和幼稚園長)	イヰラ ヲ 出原 大
	西宮市民間保育所協議会 会長 (なぎさ保育園長)	ウヰガ スヰ 内田 澄生
支援団体 子育て	NPO 法人 こども環境活動支援協会 事務局長・理事	カヰ マヰ 小川 雅由
	西宮市民生委員・児童委員会 (今津地区今津校区主任児童委員)	クヰイ ヒ 熊谷 智恵子
	NPO 法人 はらっぱ 理事長	マヰ ヒ 前田 公美
公募委員	会社役員	シヰノ ヲ 庄野 好美
	主婦	カヰ アヰ 中村 明美

敬称略 所属順 合計：10名

西宮市幼児期の教育・保育審議会 事務局職員一覧

局	役 職	氏 名
健康福祉局	健康福祉局担当理事（こども・子育て）	山本 晶子
	こども部長	津田 哲司
	子育て企画課長	川戸 美子
	児童発達支援センター・政策担当参事	小西 政直
	児童・母子支援課長	西岡 秀明
	保育所事業課長	尚山 和男
	保育指導担当参事	清原 昭代
	保育所整備課長	緒方 剛
	子育て総合センター所長	増尾 尚之
	わかば園事業課長	岡崎 州祐
	子育て企画課係長	舩木裕美子
	保育所事業課課長補佐	田中 玲子
	子育て総合センター副所長	家田 明美
子育て総合センター係長	河崎 祥子	
教育委員会	教育次長	伊藤 博章
	学校教育部長	田近 敏之
	学事・学校改革課長	中西しのぶ
	特別支援教育課長	中畑 尚子
	学事・学校改革課係長	杉田 二郎
	学事・学校改革課係長	河内 真
	特別支援教育課課長補佐	江上 佳宏

2. 条例・要綱関係

(1) 西宮市附属機関条例(抜粋)

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属機関の運営)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第19条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第20条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例(昭和31年西宮市条例第19号)の定めるところによる。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関又は当該附属機関が定める。

別表

属する執行機関	市長
根拠規定	地方自治法第138条の4第3項
附属機関	西宮市幼児期の教育・保育審議会
担当事務	西宮市の小学校就学前の子どもへの教育及び保育についての調査及び審議
委員総数の上限	15人
構成	幼児期の教育及び保育に関し優れた見識を有する者

(2) 西宮市幼児期の教育・保育審議会運営要綱(抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例(平成11年西宮市条例第36号。以下、「条例」という。)第21条の規定に基づき、西宮市幼児期の教育・保育審議会(以下、「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、審議会委員の議決により非公開とすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限し、又は傍聴者の退場を命ずることができる。

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 会議の傍聴及び会議録の公開に関する事項
- (5) その他会議において必要と認めた事項

(作業部会の設置)

第4条 会議の進行を円滑に進めるため、審議会とは別に作業部会を設置することができる。

2 作業部会の設置及び運営に必要な事項は別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

(3) 西宮市幼児期の教育・保育審議会の公開に関する要領(抜粋)

(目的)

第1条 この要領は、西宮市幼児期の教育・保育審議会運営要綱(以下、「要綱」という。)第6条の規定により、同要綱第2条第1項及び第2項の規定に関する取扱いについて定める。

(会議の公開)

第2条 要綱第2条第1項に規定する非公開とする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に該当すると認められる事項を審議・審査するとき。
- (2) 公開することにより会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

2 公開、非公開の決定は、会長が会議に諮って議決する。

(傍聴申請)

第3条 会議の傍聴を希望するものは、別紙、傍聴申請書を記入の上、傍聴の申請を行わなければならない。

(傍聴者の制限)

第4条 要綱第2条第2項に規定する傍聴者の人数を制限する場合は、傍聴希望者が多数あるときとし、あらかじめ会議場の状況等により傍聴可能な人数を決めることができる。

2 前項による上限を傍聴希望者が超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整する。

(傍聴者の退場)

第5条 要綱第2条第2項に規定する会長が傍聴者に退場を命じる場合は、傍聴者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときとする。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき。

(4) 西宮市参画と協働の推進に関する条例(抜粋)

(附属機関等)

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

(1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。

(2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合

(2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

3. 諮問書

西子企発第00023号
平成22年(2010年)7月20日

西宮市幼児期の教育・保育審議会 会長 様

西宮市長 河野 昌弘

西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について（諮問）

幼児期（小学校就学前）の教育・保育は、子どもたちが健やかに育ち、自分の力で生きていくための基礎を培うものです。したがって、その教育・保育にあたる家庭や地域、幼稚園・保育所などが一体となって、幼児期の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、その環境を整えていくことが大切と考えています。

本市は文教住宅都市として発展してきたことから、歴史的に幼稚園が多く、幼児教育については、これまでその多くを幼稚園が担ってきました。しかし、近年、震災からの復興とともに、子育て世代を中心とした人口増加と、経済状況や社会環境の変化などにより、保育所では待機児童が急増しています。

また、保護者のニーズが「保育所での幼児教育」「幼稚園での長時間保育」というように多様化しつつある中で、ニーズに即したサービスの提供が求められており、こうした保護者ニーズを背景とした保育サービス及び施設のあり方が課題になっているところです。

その一方で、幼稚園や保育所における所管や制度の違いにより、一体的な対応が行えないという問題点が以前から指摘されています。

加えて、幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域での子育てなど、所管や制度の違いを超えた公費投入と保護者負担のあり方について、めざすべき方向性を議論していく必要があるとともに、特に支援を要する子どもについても、幼児期からの総合的な支援体制の確立が求められています。

幼稚園と保育所が培ってきた文化や役割を共通理解した上で、本市の地域特性にあった保育サービスについて検討を行い、幼児期の教育・保育の充実に関する施策を効果的に推進していくため、本市の幼児期における教育・保育のあり方について、下記の項目を総合的に調査・審議していただきたく諮問いたします。

記

1. 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について
2. 地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）
3. 保育所の待機児童解消に向けた方策について
4. 保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について
5. 特別支援教育、障害児保育のあり方について
6. 行政組織・推進体制の一元化について

以 上

1. ワーキンググループの設置と構成（案）

適正配置ワーキンググループ
<p>【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について</p> <p>【諮問2】地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所の公的役割（公立施設のあり方と民間施設の公的役割） ・地域ブロックにおける適正配置（現状と今後の配置に対する考え方） <p>【諮問3】保育所の待機児童解消に向けた方策について</p>
格差是正・こども支援ワーキンググループ
<p>【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て環境（残された2つのトピックの検討） <p>【諮問4】保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設への支援（助成や保育の質の向上のための考え方・基準の具体化） ・公費投入のあり方（公立施設の運営経費の見直しや受益者負担の考え方の整理） <p>【諮問5】特別支援教育・障害児保育のあり方について</p> <p>【諮問6】行政組織・推進体制の一元化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保一体化（国の動向も踏まえた西宮市独自の子育て支援体制の整備）

区 分		氏 名	適正配置	格差是正・こども支援
委 員	学識経験者	上中 修		
		倉石 哲也		
		酒井修一郎		
	施設関係団体	出原 大		
		内田 澄生		
	子育て支援団体	小川 雅由		
		熊谷智恵子		
		前田 公美		
	公募委員	庄野 好美		
中村 明美				
オブザーバー	公立施設関係者、学識経験者等		（必要に応じて）	

2. 今後のスケジュール(案)

平成24年度 西宮市幼児期の教育・保育審議会

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会			6/7 第1回 ・アンケート報告 ・中間答申			8/2 第2回 ・今後の進め方					12/下旬 第3回 ・適正配置の考え方 ・認可外・在家庭支援 ・幼保一体化		3/下旬 第4回 ・まとめ
ワーキンググループ	適正配置	5/10 第1回 ・平成23年度審議経過						10/中旬 第2回 ・公的役割	11/中旬 第3回 ・公的役割 ・適正配置の考え方		1/下旬 第4回 ・適正配置計画 ・未整理の 検討課題		2/下旬 第5回 ・まとめ
	格差是正・ こども支援							10/月上旬 第1回 ・認可外への支援 ・子ども・子育て環境	11/月上旬 第2回 ・在家庭への支援 ・幼保一体化		1/中旬 第3回 ・公費投入のあり方 ・子ども・子育て環境	2/中旬 第4回 ・未整理の 検討課題 ・まとめ	
議会													

平成 24 年 (2012 年) 7 月 2 日

西宮市長 河野 昌弘様

西宮市幼児期の教育・保育審議会
会 長 寺 見 陽 子

西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について (中間答申)

平成 22 年 (2010 年) 7 月 20 日付で諮問のあった標記の件について、当審議会は 1 2 回の審議を重ね、慎重に検討を行ってまいりました。ここに、現時点での審議の成果を下記のとおり、中間答申いたします。

西宮市幼児期の教育・保育審議会委員 (会 長)	寺見 陽子
同 (副会長)	倉石 哲也
同	出原 大
同	上中 修
同	内田 澄生
同	熊谷 智恵子
同	酒井 修一郎
同	庄野 好美
同	前田 公美
同	村上 美也子

記

1 はじめに

【資料 1 参照】

これまで、西宮市の幼児期の教育・保育については、幼稚園と保育所、公立と私立のように、所管や制度の違いがあり、行政においても教育委員会と健康福祉局が個別に対応を行ってきました。

しかしながら、子育て世代を中心とした人口増加に伴う保育所の待機児童の増加や多様化する保育ニーズへの対応などの新たな課題もあり、従来の枠組みを超えた一体的な検討が求められています。

また、平成 21 年 8 月に教育委員会が実施した「西宮市立幼稚園教育振興プラン(素案)」のパブリックコメントにおいても、保護者負担の格差是正等について 23,000 件に及ぶ意見が出されました。こうしたことから、全市的な視点で幼児期の教育・保育のあり方について検討していくことを目的とした「西宮市幼児期の教育・保育審議会」が平成 22 年 7 月に設置され、市長より諮問を受けて審議を重ねてきました。

審議会では、2 つの作業部会 (適正配置部会、格差是正・こども支援部会) を設置し、部会での整理を踏まえて議論を行うとともに、平成 22 年度には特別支援教育ワーキンググループを設置し、特別な支援を必要とする子どもの現状把握と課題整理を行った上で、平成 23 年度の審議会で検討を行いました。

ここに、2 年間の審議の成果を「中間答申」としてまとめました。現時点での報告内容を活用し、市の施策を充実されるよう求めます。

2 諮問項目ごとの基本的な考え方

幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について【資料 -1,2 参照】

西宮市の幼稚園・保育所の現状等について、資料 -1 にあるように、幼稚園・保育所において数多くの取り組みが行われてきており、これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、将来に向けて公立と私立、幼稚園と保育所が共に、幼児期における教育・保育の向上のために総合的に取り組んでいくことが求められます。

また、公私が共に地域における教育・保育を保障していく主体として、十分な役割を發揮していくとともに、DVや児童虐待などの福祉的ニーズを抱える家庭に対しても公私が連携しつつ、具体的ななかかわり方について検討していくことが必要です。

幼保小の連携については、西宮市では子どもや教職員の交流、連絡体制等の先進的な取り組みによって相互理解が深まりつつあり、今後の課題としては、学びの連続性や一貫性のあるカリキュラムの整備が挙げられます。なお、研修制度については、子育て総合センターが中心となって、参加対象を広げる工夫や参加促進のための条件整備が望まれます。

一方、子どもが育つ環境の視点からの検討も必要であり、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠した7つの領域等と、それに対応する子どもの姿や子どもの育ちに必要な環境(子ども・子育て環境)をトピックとして設定し、望ましい子ども像とその環境整備について検討しました。

西宮市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力の基礎を培う教育・保育が展開できるよう、家庭や地域における子育て支援をより充実させていくことが求められており、「豊かな自然環境にふれての遊び」を中心として、子ども達が自然と触れ合う遊びとそのための環境整備が望まれます。

地域における保育サービスの提供について(地域バランス・適正配置)【資料 -1,2,3 参照】

適正配置の検討を進めるにあたって、まず地域に必要な子育てに係る機能を整理したうえで、その機能をどのように付加していくかを検討してきました。

その中で、地域に必要な子育てに係る機能を、0歳から5歳児の長時間保育機能としての保育所機能、3歳から5歳児の短時間保育機能としての幼稚園機能、地域や家庭における子育て支援機能、発達支援機能、公的機能、幼児教育に関する研修・研究機能としており、今後の検討にあたっては、公立と私立、幼稚園と保育所が共に教育・保育に携わってきた歴史を尊重しながら、いかに連携していくかという視点に立って考えていく必要があります。

また、適正配置に向けた考え方として、小学校区に応じた幼稚園・保育所・小学校の連携ブロックを基本とした大(3)・中(8)・小(13)の3つのレベルでブロックを設定し、課題に応じたブロック分けを用いて検討を行っていくべきと考えます。

このほか、地域における教育・保育を受ける機会の保障の観点から、公立幼稚園については、当面、小ブロックごとに原則1箇所配置の方向とし、園児数の推移やブロックごとの状況などを踏まえ、他の子育て関連施設への活用等を検討する必要があると考えます。

また、公立保育所については、待機児童解消の方策や保育需要を勘案して、当面、小ブロックごとに原則1箇所以上の配置とし、公立保育所が存在しないブロックにおいては、近隣の配置状

況や民間保育所の状況を見て検討していく必要があると考えます。

なお、幼保一体型施設の設置等については、「子ども・子育て新システム」に関する国の動向を踏まえながら、今後検討していきたいと考えています。

保育所の待機児童解消に向けた方策について

【資料 -1,2,3,4 参照】

市が策定している「保育所待機児童解消計画」の整備計画の内容を踏まえながら、従来の保育所整備以外の方策について、公・私立幼稚園や認可外保育施設等、具体的な対策を含め、重点的かつ優先的に審議を重ねてきました。

公立幼稚園の余裕保育室を保育ルーム等に活用することや私立幼稚園の預かり保育の活用、認可外保育施設に対して独自の基準を検討するなどの方策が今後ますます重要になってくるものと考えます。

また、保育の質の保障や将来的な収束方法、認定こども園への移行も視野に入れて、適正配置を検討していくことも必要です。

待機児童対策については、地域及び年限を区切った実施や保育需要が落ち着いた段階での施設転用など、それぞれの課題を整理した上で、解消に向けた早期の実現が望まれます。

保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について

【資料 -1,2,3,4 参照】

幼稚園と保育所における公費投入と保護者負担の状況を比較したところ、公私間だけでなく、幼保間においても差が存在しており、資料 -2 にあるように、運営経費に占める公費投入の割合は、公立幼稚園が他と比べて高く、逆に私立幼稚園が低くなっており、その中間に保育所がありました。

幼稚園における保護者負担については、格差是正の早期実現を目指して優先的に審議を重ね、中間報告として取りまとめたものを平成 22 年 11 月 22 日付で市長に提出しました。まずは、この報告に基づき、幼稚園における保護者負担の公私間格差を是正するため、就園奨励金の増額に取り組むべきと考えます。

また、保育所については、1・2 歳児での保育士の配置基準が公立(5:1)と民間(6:1)で異なっており、早急な改善が必要です。

これまでの制度では、子育て支援にかかる公費の多くが幼稚園、保育所に投入されていることから、これらを利用している家庭とそれ以外の家庭(認可外保育施設や在家庭)との間には、公費の投入額に差が生じています。

認可外保育施設については、様々な実施形態で運営されておりますが、公費投入はなく、いずれも保護者の大きな負担のうえで運営されています。この度、施設や利用者数、保育内容を確認したうえで、他市の状況調査や市内施設へのアンケート調査を行い、支援のあり方としては「保育の質の向上を担保するため、必要な保育環境の基準の明確化」と「施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上につながるものの精査」の検討が必要であるとの結論に至りました。

また、在家庭については、保護者同士の交流や仲間づくり、子どもの遊び場、子育て相談等を総合的に提供する地域子育て支援の拠点を設置することが求められます。

近年の少子化の中、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行政が家庭における子育てへの

支援にも積極的に力を入れ始めた結果、これまでの幼稚園や保育所における保育サービスの充実だけでなく、家庭や地域における子育て支援にも広がりが見られるようになりました。今後も、社会全体で子どもや保護者を支える子育て支援と公費投入のあり方について検討していくことが必要です。

特別支援教育、障害児保育のあり方について

【資料 -1,2,3 参照】

インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念について、中央教育審議会でも論点整理がなされ、それに向けた方向性が示されました。その中では「特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことで特別な支援を必要とする子どもにも、また、支援の必要性を周囲から認識されていないものの学習面又は行動面での困難を抱えている子どもにも、更には全ての子どもにとっても良い効果をあたえることができるものと考えられる」とされています。

本審議会においては、このようにすべての子どもの幸せを願う視点に立ち、西宮市の特別な支援を必要とする子どもの教育・保育の方向性と具体的な取り組みについて審議を行い、以下のとおり「短期」「中・長期」「継続」の取り組みに分けて、課題の整理・検討を行いました。

「短期」の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《専門職等の指導・助言》

現在は各施設や機関がそれぞれで行っている指導・助言体制を再構築し、公立と私立、幼稚園と保育所に関係なく、幅広い専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められます。そこで、特別支援学校のセンター的機能を拡大し、専門家等による巡回指導や来所による相談体制を整え、指導・助言を受ける機会を充実させるべきと考えます。また、大学教員の派遣等、大学と相互連携するシステムの構築についても検討が必要です。

《人材育成や研修》

公立と私立、幼稚園と保育所への職員研修により、支援を必要とする子どもの教育・保育に関する理念の共有や認識を深めていくことが求められます。また、定期的な保育内容の評価・検証も必要です。具体的には、教育委員会主催の「特別支援教育コーディネーター研修」を私立幼稚園や保育所に案内するなどの公私幼保の連携、保育実践や保育内容を継承するための実践記録の作成や研修の充実が望まれます。

「中・長期」の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《相談体制・施設の選択》

関係機関の相互連携を強化するためには、相談窓口の明確化や情報の共有、専門機関のネットワークの強化等が必要です。今後、児童発達支援センターとして再整備される西宮市立わかば園が療育の内容や施設の選択につながるコーディネート機能を有するなどの中核的な機能を担い、子育て総合センター等との連携を進めるべきと考えます。

《入園・入所決定などの体制》《加配職員の配置や職員体制》

西宮市全体で入園・入所を保障するためには、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理を行う必要があります。また、入園・入所後の望ましい支援のあり方について、関係機関の一層の連携が求められます。こうしたことから、公立と私立、幼稚園と保育所が児童発達支援センター等と連携して、入園・入所判断のための共通尺度の作成、入園・入所後の加配職員の配置基準や資格基準の設定に向けた整理をしていく必要があります。なお、国から通知された「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」に基づき、医療的ケアの必要な子どもへの対応や巡回訪問型の相談支援の活用についても、あわせて検討していくべきと考えます。

「継続」の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《発達障害やその傾向がある子どもへの対応》

保育者が子どもの発達の課題を的確に把握し、適切な保育ができるための人員体制の充実と専門家の指導・支援、現場での研修の充実が求められます。また、保護者に対しても、不安や負担を軽減するような支援が必要であり、相談・診断・療育等の関係機関が支援していく体制を整備すべきと考えます。特に人員体制の充実については、公立幼稚園における特別支援教育支援員の配置や私立幼稚園への助成、保育所への加配人員の配置が望まれます。

《保育内容》

支援を必要とする子どもへの保育の内容や方法について、従来の特別支援教育・保育で培ってきたものを維持・継続・発展させていく必要があります。例えば、子どもの発達の課題を的確に把握したり、支援内容を明確化したりするための個別の「支援計画」「指導計画」の作成や保護者・関係機関との連携強化等が重要であり、「みやっこファイル」の活用を促進し、幼稚園や保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育を目指すことが大切です。

「みやっこファイル」は保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化するファイル。

行政組織・推進体制の一元化について

【資料 -1,2 参照】

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体ともに幼稚園と保育所の所管が違ふことで、一体的な運用や施策展開が行えないという課題があります。

西宮市では、平成 19 年度に子育て支援に関する事業を統合的・統一的に実施するため、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を健康福祉局に移管するとともに「こども部」が新設されましたが、現時点においても幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局という所管の違いは存在しております。こうした状況は平成 23 年度に中核市等 44 市や近隣市を対象に実施した「子ども・子育てにかかる事務を所管する組織」の調査においても、ほぼ同様の傾向にありました。

今後の推進体制の一元化を考えていく際には、国の「子ども・子育て新システム」等の動向を注視しつつ、西宮市の独自性も打ち出せる方向で、引き続き検討していく必要があります。

3 今後の検討課題

審議会における意見や平成 22～23 年度に実施したアンケートの結果も活用しながら、以下の内容について引き続き検討する必要があります。

公立と私立、幼稚園と保育所の役割分担を整理し、家庭や地域の役割も含め、社会全体で子育てを支える環境づくりについて検討します。また、地域における子育て支援の充実（子ども・子育て環境）として、残された 2 つのトピック（文化にふれる取り組み、生活習慣・生活リズムにかかる取り組み）を引き続き検討します。

児童数の将来推計や費用対効果、機能の配置等を踏まえた基本的な方針について検討します。また、地域に必要な子育てにかかる機能の一つである公的機能の定義について、具体的に検討します。

待機児童の現状と将来推計を踏まえた施策のあり方について、既存施設の活用等を含めて検討します。

認可外保育施設への支援について、助成や保育の質の向上のための考え方、基準の具体化に向けて検討します。また、公立幼稚園の運営経費の見直しや適正な受益と負担の関係についても検討します。

児童発達支援センターとして再整備される西宮市立わかば園について、早期の気づきを早期の支援につなげていくため、幼稚園や保育所を中心とした施設へのアウトリーチ（巡回訪問）の検討を行います。

国の「子ども・子育て新システム」の動向を踏まえた、西宮市独自の子育て支援体制の整備に向けて検討します。

以上

保育所待機児童解消計画について

健康福祉局 こども部 保育所整備課

1 人口と就学前児童数の推移と将来推計

本市の人口は、平成8年以降増加し続けており、平成24年6月1日現在では484,344人となっています。一方、就学前児童数(0～5歳児)は、平成18年の29,737人をピークに減少しており、平成24年5月1日現在では28,372人となっています。

平成19年6月に行った「西宮市将来人口推計」では、就学前児童数については、今後も減少傾向が続き、平成30年度では24,482人まで減少すると予測されていましたが、減少のペースは推計よりも緩やかになっています。

< 就学前児童数の推計と実績値 >

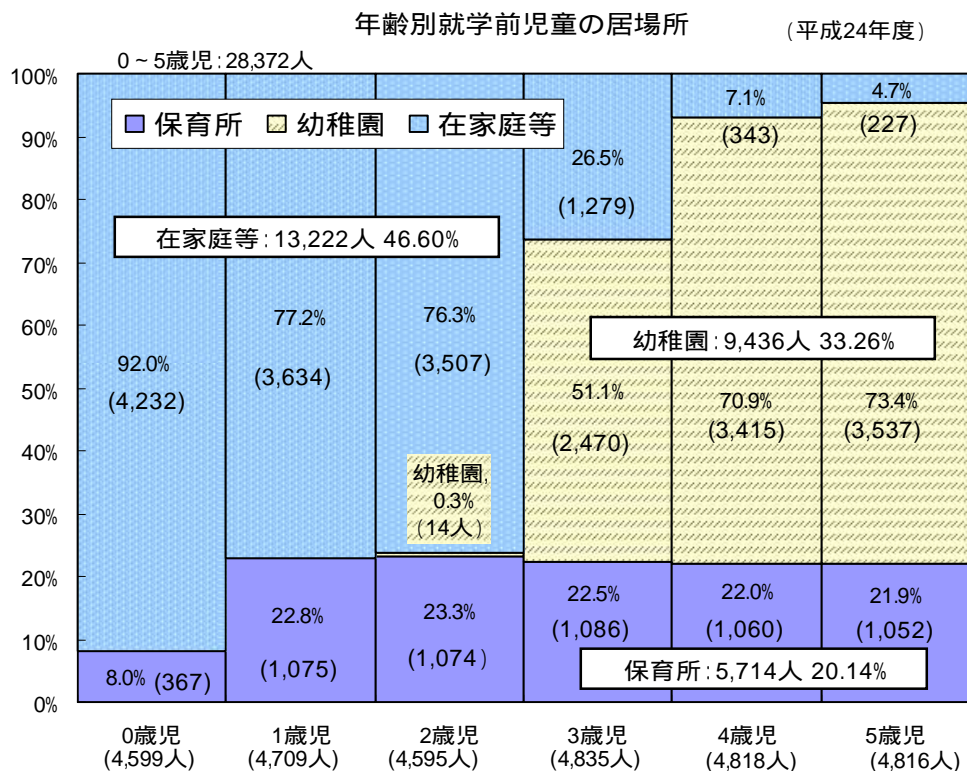
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
推計	29,069	28,863	28,360	28,057	27,364	26,778	26,185	25,595	25,027	24,482
実績	29,094	28,745	28,468	28,372						
前年比	423	349	277	96						

2 就学前児童の状況

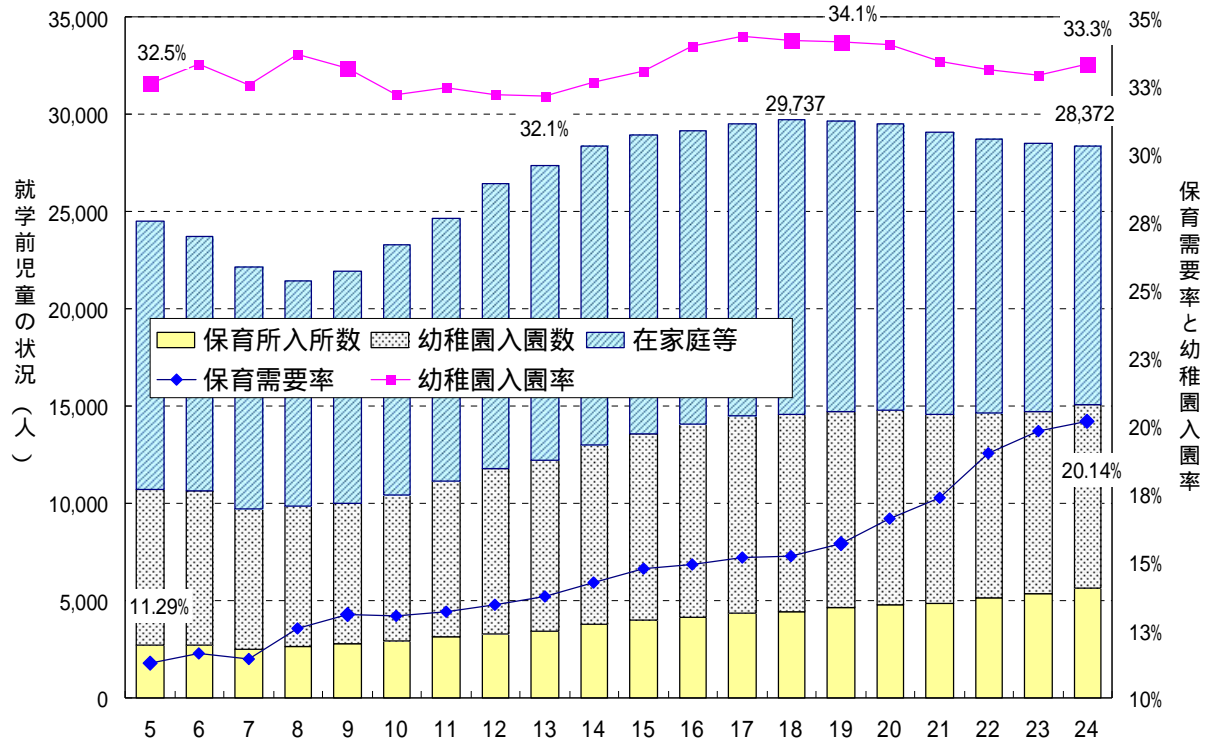
就学前児童のうち、約半数が在家庭等(認可保育所や幼稚園に通う児童以外、認可外保育施設利用者を含む。)となっています。

「保育所入所数」及び「保育需要率」は共に増加し続けていますが、「幼稚園入園率」は多少の増減はあるものの、30%前後で推移しています。

施設の状況としては、保育所については、定員を超えて入所している施設が多くなっていますが、幼稚園については、定員に満たない施設が多くなっています。



保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の状況の推移



< 施設の状況 >

	施設数 (箇所)	入所児童数 / 認可定員(人)	充足率	
保育所	公立	23	2,539 / 2,260	112.3%
	民間	39	2,975 / 2,769	107.4%
	62	5,514 / 5,029	109.6%	
幼稚園	公立	21	1,452 / 3,245	44.7%
	私立	40	7,984 / 8,677	92.0%
	61	9,436 / 11,922	79.1%	

3 保育所定員と待機児童数の推移

本市では、人口及び就学前児童数の増加による保育需要に対応するため、保育所の施設整備を積極的に行い、平成 14 年度から平成 24 年度までの間で、23 施設（保育所分園 6 施設、認定こども園 1 施設を含む。）の整備等により 1,406 人の定員増を図るとともに、定員の弾力化を実施することで、入所児童数では 1,762 人増加させてきました。

この間、待機児童数は平成 15 年度から平成 19 年度にかけては 284 人から 36 人へと減少しましたが、平成 20 年度からは再び増加に転じ、平成 22 年度には 310 人となりました。平成 20 年度以降の待機児童数の急激な増加については、社会経済状況の影響や、女性の就労希望による保育需要の増加が主な要因と考えられます。

このような状況を受けて、賃貸物件を活用した民間保育所分園や小学校・幼稚園の余裕教室など既存施設を活用した保育ルーム、また、幼保連携型認定こども園といった、従来の保育所整備以外の施設整備にも取り組み、平成 23 年度には 234 人、平成 24 年度には 310 人の定員増加を図りました。

また、国は、平成 23 年 7 月に、待機児童数の多い都市部の 35 自治体を対象に、待機児童対策として、保育室の面積基準緩和を認める特例措置を打ち出し、本市も、その対象自治体となりましたが、「入所児童の安全や保育の質」を確保することを最重要視して、面積基準の緩和を行なわないこととしました。

その代わりに、施設改修などを行うことで、面積基準を守った上で、公立・民間保育所合わせて 252 人の受入れ枠拡大を図りました。

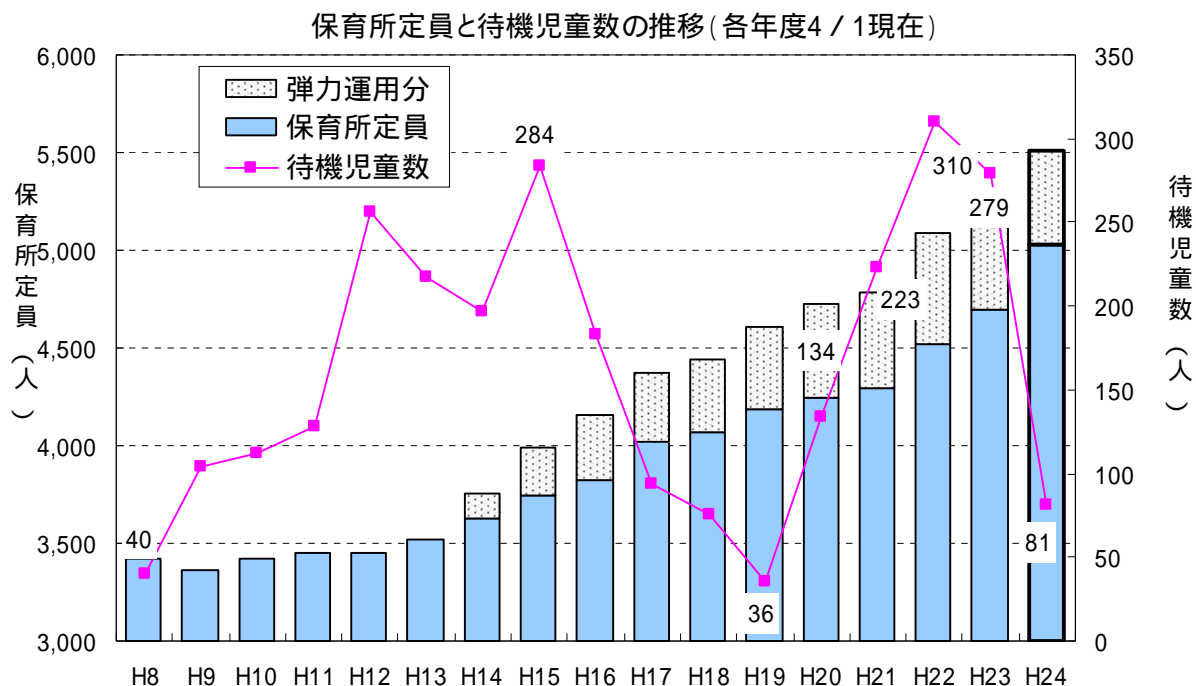
これらの取り組みにより、待機児童数は平成 23 年度に 279 人、平成 24 年度には 81 人と大きく減少しましたが、保育需要は依然として増加傾向にあることから、引き続き対策に努める必要があります。

待機児童の傾向としては、毎年、低年齢児、特に 1、2 歳児に多く発生しており、平成 24 年 4 月 1 日の待機児童数では、全体の約 90% を 1、2 歳児が占めています。

この傾向は、本市に限ったことではなく、全国的にも同様な傾向となっていますが、特に、今年は 1 歳児の割合が高くなっています。

このことから、平成 25 年度に向けた保育所整備では、賃貸物件を活用した保育所分園や保育ルームの整備といった、低年齢児を対象とした集中的な対策が必要となります。

また、地域的には、前年同様、夙川地区（阪急夙川駅、苦楽園口駅、JR さくら夙川駅周辺）、瓦木地区（阪急西宮北口駅周辺）での対策について、重点的に取り組む必要があります。



< 施設整備と定員の状況 >

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新設数		3		4	3	1	2		3	4	3
定員	3,623	3,743	3,824	4,019	4,064	4,190	4,250	4,290	4,520	4,700	5,029
認可保育所（23 施設整備・1,406 人定員増加）											
新設数								2	1	11	8
定員	95	99	89	81	70	70	63	66	73	127	164
家庭保育所・保育ルーム（22 施設整備・69 人定員増加）											

< 年齢別待機児童数 >

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳以上児	計
西宮市	22年度	9人(2.9%)	144人(46.5%)	97人(31.3%)	60人(19.3%)	310人
	23年度	34人(12.2%)	104人(37.3%)	107人(38.4%)	34人(12.1%)	279人
	24年度	0人	60人(74.1%)	13人(16%)	8人(9.9%)	81人
国	22年度	3,708人(14.1%)	17,829人(67.9%)		4,738人(18%)	26,275人
	23年度	3,560人(13.9%)	17,549人(68.7%)		4,447人(17.4%)	25,556人

< 地区別の前年比増減数 >

(単位:人)

	本庁	浜	夙川	甲東	瓦木	今津	鳴尾北	鳴尾	北部	合計
23年度	6	24	65	27	56	10	14	56	21	279
24年度	3	0	17	11	20	9	10	2	9	81
前年比	3	24	48	16	36	1	4	54	12	198

4 保育所待機児童解消計画の見直し

保育所待機児童解消計画(以下、「計画」とする。)については、平成21年3月に策定した後、保育需要の推移や検討課題の進捗状況を踏まえて、毎年、見直しを行っています。

計画を見直す上では、保育需要率をどのように推計するかが課題となりますが、保育需要率については、社会経済情勢の影響を受けるなど、正確に予測をすることが困難であるため、平成22年9月と平成23年7月に計画を見直した際には、高位推計(過去最高であった平成21~22年度の伸び率に基づくもの)、低位推計(過去3年である平成21~24年度の平均伸び率に基づくもの)、中位推計(高位推計と低位推計の中間推計値)の3推計の中から、中位推計を採用しました。

結果として、平成23、24年度の保育需要率は、いずれも低位推計を下回る実績値となりましたが、本市では、保育所整備により待機児童数が減少してきたことから、今後、潜在的需要が顕在化することも考えられるため、今回の見直しにあたっては、中位推計を採用することとします。

< 保育需要率の推移 >

(単位:%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
推計値								18.01	20.42	21.24	21.40
実績値	14.77	14.89	15.14	15.19	15.67	16.59	17.35	18.99	19.82	20.14	
対前年比	0.51	0.12	0.25	0.05	0.48	0.92	0.76	1.64	0.83	0.32	

5 今後の検討課題

市では、平成 25 年 4 月に待機児童解消を図ることを目指して対策を進めていますが、保育需要が増加傾向にあることから、平成 25 年度以降も一定の対策を続けなければ、直ちに待機児童は増加すると予測されます。

また、現在は、各保育所において定員の弾力化（定員以上の受入れ）を行っていますが、保育環境の向上を図っていくためにも、定員の弾力化率を引き下げていくことも重要であると考えています。

これらのことから、当面は、一定数の保育所整備が必要となりますが、一方では、就学前児童数が減少傾向にあり、将来的には定員割れとなる保育所や幼稚園が増えることも懸念されます。

したがって、今後の待機児童対策としては、将来の少子化を見据えながら、現在の保育需要に応えるための供給拡大を行う必要があり、具体的な対策として、賃貸物件を活用した保育所分園や保育ルームなど、保育需要の推移に合わせて収束を検討することが可能な施設の整備や幼稚園を活用した対策を検討する必要があります。

また、認可外保育施設については、保育環境の向上に繋がる支援のあり方と合わせた検討が必要です。

これらの課題については、「西宮市幼児期の教育・保育審議会」での審議経過も踏まえて、具体的な取り組みを検討していきます。

資料編

資料 1 地区別保育所入所・待機状況

資料 2 地区別家庭保育所・保育ルーム入所状況

資料 3 保育所待機児童解消計画

保育所地区別入所状況

平成24年4月現在

地区	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	入所数	充足率
本 庁	朝日愛児館	50	3	7	10	11	9	10	50	100.0%
	芦原	120	6	18	23	23	24	27	121	100.8%
	むつみ	90	9	15	24	23	25	23	119	132.2%
	津門	90	6	15	24	19	23	23	110	122.2%
	幸和園	120	0	16	20	29	26	26	117	97.5%
	幸和園分園	60	4	15	14	8	8	12	61	101.7%
	幸和園南園	30		15	14				29	96.7%
	月影	60	4	10	12	15	16	15	72	120.0%
	つとがわYMCA	60	3	12	11	10	6	1	43	71.7%
計	680	35	123	152	138	137	137	722	106.2%	
浜	建石	90	6	18	20	22	23	23	112	124.4%
	用海	60	3	13	14	16	17	17	80	133.3%
	浜脇	120	6	20	20	26	27	28	127	105.8%
	なぎさ	70	3	14	14	15	16	16	78	111.4%
	ゆめっこ	50	5	9	12	11	9	9	55	110.0%
	めばえの子	30	3	16	10				29	96.7%
	かえで	60	5	12	15	15	12	12	71	118.3%
	計	480	31	102	105	105	104	105	552	115.0%
夙 川	安井	90	12	19	18	19	19	19	106	117.8%
	安井さくら	50	3	10	12	15	14	13	67	134.0%
	北夙川	120	4	20	22	25	28	30	129	107.5%
	大社	120	7	20	22	27	29	27	132	110.0%
	マーヤ	60	2	10	12	15	15	12	66	110.0%
	YMCA	60	3	6	11	14	16	17	67	111.7%
	夙川宝	30	2	6	6	8	8	9	39	130.0%
	ニコニコ桜	60	9	12	12	12	12	14	71	118.3%
	マイトレーヤ	79	6	14	16	11	3	3	53	67.1%
	のぞみ夢	60	9	12	12	12	12	5	62	103.3%
	夙川夢	60	8	12	12	14	14	14	74	123.3%
計	789	65	141	155	172	170	163	866	109.8%	
甲 東	新甲東	90	10	18	18	23	22	22	113	125.6%
	甲東北	90	6	14	18	22	20	22	102	113.3%
	聖和	120	12	24	25	24	25	26	136	113.3%
	段上	120	12	18	26	25	26	28	135	112.5%
	ひかり	90	9	18	18	19	19	19	102	113.3%
	あんず	45	3	8	9	8	8	9	45	100.0%
	きりん園	60	0	20	15	0	0	0	35	58.3%
計	615	52	120	129	121	120	126	668	108.6%	
瓦 木	瓦木北	90	9	14	18	24	23	20	108	120.0%
	上之町	100	9	22	25	28	26	16	126	126.0%
	一麦	160	11	31	35	36	36	36	185	115.6%
	なでしこ	60	7	12	12	9	12	15	67	111.7%
	西北夢	60	9	12	12	13	13	13	72	120.0%
	つぼみの子	20	1	10	10				21	105.0%
計	490	46	101	112	110	110	100	579	118.2%	
今 津	今津文協	90	6	15	19	24	17	18	99	110.0%
	今津南	80	6	15	19	20	19	17	96	120.0%
	みどり園	90	11	20	20	20	20	20	111	123.3%
	甲子園	150	6	24	27	29	21	34	141	94.0%
	ちどり	60	6	12	11	13	13	13	68	113.3%
計	470	35	86	96	106	90	102	515	109.6%	
鳴 尾 北	小松朝日	120	8	20	20	25	29	30	132	110.0%
	学文殿	90	6	15	20	21	23	23	108	120.0%
	瓦木みのり	130	9	25	25	28	30	30	147	113.1%
	鳴尾北	80	6	17	18	19	18	15	93	116.3%
	計	420	29	77	83	93	100	98	480	114.3%
鳴 尾	鳴尾	120	6	20	19	23	26	25	119	99.2%
	浜甲子園	90	6	20	23	25	21	21	116	128.9%
	鳴尾東	80	3	14	20	16	18	17	88	110.0%
	高須東	120	6	16	21	21	23	26	113	94.2%
	高須西	120	5	19	18	25	24	21	112	93.3%
	パドマ	60	6	12	14	13	12	15	72	120.0%
	西宮夢	45	5	12	12	12	12	11	64	142.2%
	武庫川	90	9	15	15	17	17	17	90	100.0%
計	725	46	128	142	152	153	153	774	106.8%	
塩 瀬 山 口	船坂	50	0	6	4	12	11	6	39	78.0%
	やまよし	160	6	24	30	32	31	30	153	95.6%
	名塩	60	2	9	9	13	11	11	55	91.7%
	東山ぼぼ	45	9	18	18	0	0	0	45	100.0%
	東山ぼぼ分園	45	0	0	0	22	23	21	66	146.7%
計	360	17	57	61	79	76	68	358	99.4%	
全市	公私立計	5,029	356	935	1,035	1,076	1,060	1,052	5,514	109.6%

地区	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
本 庁	朝日愛児館	50		1					1
	芦原	120							
	むつみ	90							
	津門	90		1					1
	幸和園	120							
	幸和園分園	60							
	幸和園南園	30							
	月影	60							
	つとがわYMCA	60		1					1
	計	680		3					3
浜	建石	90							
	用海	60							
	浜脇	120							
	なぎさ	70							
	ゆめっこ	50							
	めばえの子	30							
	かえで	60							
	計	480							
夙 川	安井	90		3					3
	安井さくら	50		1					1
	北夙川	120							
	大社	120		2					2
	マーヤ	60							
	YMCA	60							
	夙川宝	30		1					1
	ニコニコ桜	60		2					2
	マイトレーヤ	79		2					2
	のぞみ夢	60		2	1				3
	夙川夢	60		2	1				3
	計	789		15	2				17
甲 東	新甲東	90		2	1	2			5
	甲東北	90			1				1
	聖和	120		1	2	1			4
	段上	120							
	ひかり	90		1					1
	あんず	45							
	きりん園	60							
	計	615		4	4	3			11
瓦 木	瓦木北	90		1	2				3
	上之町	100		1		2			3
	一麦	160		4		1			5
	なでしこ	60		3		1			4
	西北夢	60		4		1			5
	つぼみの子	20							
	計	490		13	2	5			20
今 津	今津文協	90							
	今津南	80		2					2
	みどり園	90		6					6
	甲子園	150		1					1
	ちどり	60							
	計	470		9					9
鳴 尾 北	小松朝日	120		1					1
	学文殿	90		1					1
	瓦木みのり	130		7					7
	鳴尾北	80		1					1
	計	420		10					10
鳴 尾	鳴尾	120							
	浜甲子園	90							
	鳴尾東	80							
	高須東	120							
	高須西	120							
	パドマ	60		1					1
	西宮夢	45							
	武庫川	90		1					1
計	725		2					2	
塩 瀬 山 口	船坂	50							
	やまよし	160			1				1
	名塩	60							
	東山ぼぼ	45		4	4				8
	東山ぼぼ分園	45							
	計	360		4	5				9
全市	公私立計	5,029		60	13	8			81

家庭保育所・保育ルーム地区別入所状況

平成24年4月現在

地区	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	入所数	充足率
本 庁	すくすく保育ルーム	5		2	1		3	60.0%
	ほがらか保育ルーム	5		3			3	60.0%
	保育ルームにこにこ	4	1		1		2	50.0%
	保育ルームすまいる	5		3	1		4	80.0%
	保育ルームchouchou	5		3	2		5	100.0%
	保育ルームたんぼぼ	5		3			3	60.0%
	保育ルームうさぎ	5		3			3	60.0%
	保育ルームポプラ	5		2			2	40.0%
	計	39	1	19	5		25	64.1%
浜	森下家庭保育所	5	1				1	20.0%
	くまのこ保育ルーム	5		2	1		3	60.0%
	計	10	1	2	1		4	40.0%
夙 川	すずらん家庭保育所	5					0	0.0%
	保育ルームクローバー	5		3			3	60.0%
	ぼっぼ保育ルーム	5		2	3		5	100.0%
	保育ルームポニー	5	2	3			5	100.0%
	保育ルーム木の实	5		3			3	60.0%
	保育ルームかりん	5		1	1		2	40.0%
	そらいる保育ルーム	5	1	1	3		5	100.0%
	計	35	3	13	7		23	65.7%
甲 東								
	計							
瓦 木	虹の子家庭保育所	8		6	1		7	87.5%
	保育ルームつくし	4		3	1		4	100.0%
	保育ルームすみれ	5		3		2	5	100.0%
	保育ルームれんげ	5		5			5	100.0%
	保育ルームMAMA	5	1	2	2		5	100.0%
	保育ルームKIDS	4		2	2		4	100.0%
	保育ルームまっきー	5		4	1		5	100.0%
	計	36	1	25	7	2	35	97.2%
今 津								
	計							
鳴 尾 北	中田家庭保育所	5					0	0.0%
	保育ルームりんご	5		4	1		5	100.0%
	保育ルームさくらんぼ	5	2	3			5	100.0%
	保育ルームおひさま	5		1			1	20.0%
	計	20	2	8	1		11	55.0%
鳴 尾	たけのこ家庭保育所	11	3	7			10	90.9%
	保育ルームバンビ	5		3	1		4	80.0%
	計	16	3	10	1		14	87.5%
塩 瀬 山 口	ひまわり家庭保育所	8		3	4		7	87.5%
	計	8		3	4		7	87.5%
全市	合計	164	11	80	26	2	119	72.6%

0歳児のみ受け入れ施設

	定員	入所	充足率
保育ルーム(25施設)	122	94	77.0%
家庭保育所(6施設)	42	25	59.5%
合計	164	119	72.6%

6/15現在

入所	充足率
98	80.3%
26	61.9%
124	75.6%

(各年度4月1日現在)

保育所待機児童解消計画(平成24年度～平成25年度)

	平成22年度(実績)		平成23年度(実績)		平成24年度(実績)		平成25年度		平成26年度	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
就学前児童数(*1)	28,745		28,468		28,372		28,372		28,372	
	14,326	14,419	14,169	14,299	13,903	14,469	13,903	14,469	13,903	14,469
保育需要率(*2)	18.99%		19.82%		20.14%		21.40%		22.67%	
	16.67%	21.29%	17.88%	21.74%	18.10%	22.10%	19.47%	23.26%	20.84%	24.42%
要保育児童数	5,458		5,642		5,714		6,072		6,431	
	2,388	3,070	2,533	3,109	2,516	3,198	2,706	3,366	2,897	3,534
保育所入所定員	4,520		4,700		5,029		5,394		5,784	
	1,744	2,776	1,890	2,810	2,014	3,015	2,226	3,168	2,400	3,384
保育所入所児童数	5,093		5,288		5,514		6,230		6,681	
	2,083	3,010	2,216	3,072	2,326	3,188	2,571	3,659	2,772	3,909
保育所入所弾力化率	112.7%		112.5%		109.6%		115.5%		115.5%	
	119.4%	108.4%	117.2%	109.3%	115.5%	105.7%	115.5%	115.5%	115.5%	115.5%
家庭保育所・保育ルーム入所定員	73		127		164		214		214	
	73	0	127	0	164	0	214	0	214	0
家庭保育所・保育ルーム入所児童数	55		75		119		155		155	
	55	0	72	3	117	2	155	0	155	0
入所総児童数(+)	5,148		5,363		5,633		6,385		6,836	
	2,138	3,010	2,288	3,075	2,443	3,190	2,726	3,659	2,927	3,909
待機児童数(-)	310		279		81		0		0	
	250	60	245	34	73	8	-20	-293	-30	-375
保育所整備による定員増	【民間保育所新設整備】 武庫川女子大学附属保育園(鳴尾町)+90 なでしこ保育園(大屋町へ移転)+30 【民間保育所分園整備】 東山ぼぼ保育園分園(東山台)+45 夙川夢保育園(北名次町)+60 【民間保育所定員変更】 ゆめっこ保育園(石在町)+5 【家庭保育所・保育ルーム整備】 虹の子家庭保育所(樋ノ口町・定員増)+3 保育ルームポニー(神垣町・新設)+4		【民間保育所新設整備】 かえで保育園(浜町)+60 【民間保育所分園整備】 めばえの子保育園(賃貸・市庭町)+30 幸和園保育所南園(賃貸・池田町)+30 【認定こども園整備】 段上認定こども園きりん園(段上町)+60 【保育ルーム整備】 保育ルーム11箇所(新設)+54		【民間保育所新設整備】 善照マイトレーヤ保育園(郷免町)+79 西宮つとがわYMCA保育園(津門川町)+60 のぞみ夢保育園(樋之池町)+60 【民間保育所増改築】 やまよし保育園(増築・山口町下山口)+40 幸和園保育所(建替・中須佐町)+30 【保育ルーム整備】 保育ルーム8箇所(新設)+41		【民間保育所新設整備】 甲子園口6丁目保育園(阪急福祉会)+120 事業主用地確保による保育所(1箇所)+60 【民間保育所分園整備】 賃貸物件活用型分園(2箇所)+60 【民間保育所増改築】 西北夢保育園(増築・長田町)+30 東山ぼぼ保育園分園(増築・東山台)+45 【保育ルーム整備】 保育ルーム10箇所(新設)+50		【民間保育所新設整備】 市有地活用による保育所(3箇所)+300 事業主用地確保による保育所(1箇所)+60 【民間保育所分園整備】 賃貸物件活用型分園(1箇所)+30	
	対前年比定員237人増		対前年比定員234人増		対前年比定員310人増		対前年比定員365人増		対前年比定員390人増	
保育所整備以外の対策					定員弾力化による受入れ枠拡大 252人増 一麦保育園(改築・高木東町)+10 公立保育所4箇所の定員増+80 (鳴尾東、今津文協、今津南、鳴尾北)		幼稚園型認定こども園整備等			

*1 平成22～24年度は教育委員会資料(5月1日現在)、平成25・26年度以降は平成24年度実績値で推計。

*2 平成25・26年度は、高位推計(過去最高であった21 - 22年度の伸び率、3歳未満児+1.7%、3歳以上児+1.53%)と低位推計(21 - 24年度の3年平均伸び率3歳未満児+1.04%、3歳以上児+0.78%)の中間値(3歳未満児+1.37%、3歳以上児+1.16%)で推計した。